

足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 団 体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。
- (2) 私道防犯灯 「足立区私道防犯灯設置助成要綱」により設置した防犯灯をいう。
- (3) 民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。
- (4) 私 道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路で、常時一般交通の用に供されている民有地等に設置された道路をいう。

(補助の実施)

第3条 区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。

(補助対象の要件)

第4条 補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

- (1) 団体が維持管理するものであること。
- (2) 高さが1.5メートル以上であること。
- (3) 交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。
- (4) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。

(補助金の交付額)

第5条 1防犯灯当たりの補助金の額は、1の年度毎に次の各号に掲げる防犯灯の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) LED防犯灯 1,800円
- (2) その他の防犯灯 3,000円

(防犯灯灯数の届出)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防犯灯灯数現況届（第1号様式）に所定の事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 電気料金領収書又は電気料金集約内訳書
 - (2) 設置位置図
- 2 前項の届出後、防犯灯の灯数に変更が生じた場合は、申請者は速やかに、防犯灯灯数変更届（第2号様式）に所定の事項を記載し、前項の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
 - 3 区長は、防犯灯の灯数を的確に把握するため、申請者に対し、必要に応じて第1項に定める届出を求めることができる。これにより防犯灯の灯数に変更があると認められるときは、前項の届出があったものとみなす。
 - 4 区長は、「足立区私道防犯灯設置助成要綱」に基づき新たに設置又は撤去された防犯灯及び足立区（私道の公道化等）により撤去された防犯灯について、その灯数を確認したときは、第1項又は第2項の届出があったものとみなすことができる。

(補助対象の防犯灯灯数確定通知)

第7条 区長は、前条の届出があったときは、関係書類の審査及び現場調査を行い、補助金交付対象となる防犯灯の灯数及び補助金額を決定し、民有防犯灯維持管理補助金額の通知について（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、前条の通知を受けた後、補助金交付申請書(第4号様式)に所定の事項を記載し、毎年度当初に区長に提出しなければならない。防犯灯灯数に変更のない場合も同様とする。

(補助金の交付決定通知)

第9条 区長は前条の申請書を受理し、審査した後、申請者に対し、補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)の提出を受け、口座振替により交付する。ただし、当該口座の名義が団体代表者以外の場合は委任状(第7号様式)を提出しなければならない。

(補助金の経理)

第11条 補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という)は、補助金の使途を明らかにする帳簿類を整えなければならない。

(指示事項)

第12条 区長は、補助団体に対し、補助金の使途について、帳簿類の提出など必要な指示を行うことができる。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第13条 補助団体は、当該年度の実績報告書(第8号様式)を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定(以下決定という)の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助団体にその返還を命ずることができる。

(規則の適用)

第16条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年足立区規則第6号)の定めるところによる。

(執行委任時の様式)

第17条 足立区予算事務規則(昭和40年足立区規則第7号)第19条第2項の規定により予算執行委任をした上でこの要綱に基づく補助金交付事業を実施する場合は、執行委任先の所属で定める様式を使用することができる。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年8月7日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(足立区商店街終夜残置灯補助金交付要綱の廃止)

足立区商店街終夜残置灯補助金交付要綱(昭和50年12月10日区長決定)は廃止する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則(23足都工発第2502号 平成24年2月24日 区長決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(名称を足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱に変更する。)

付 則(25足都工発第2108号 平成25年11月20日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則(25足都工発第3339号 平成26年3月26日区長決定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(27足都工発第3938号 平成28年3月31日区長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(28足都工発第2066号 平成28年10月1日副区長決定)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則(30足都工発第5182号 平成31年3月28日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。